

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 4 6 号
件 名	障がい者手帳を持たない軽・中等度難聴児への補聴システム購入費助成を求めることについて
要 旨	<p>補聴システムは、マイクがついた送信機から人工内耳や補聴器に取りつけた受信機に直接音声情報を送るシステムです。補聴器の場合、周囲の雑音まで増幅し、聞きたい声が聞こえなかったり、少し離れたところで話す人の言葉が聞き取れなかったりします。この補聴システムを使うことで、例えば学校のような雑音の多い集団生活の場でも、送信機をつけた先生の声を常にクリアに聞くことができます。</p> <p>補聴システムは、個人で購入し、日常生活のさまざまな場面で使いますが、身体障がい者手帳の交付を受けた高度・重度難聴児は、障害者総合支援法によって、基本9割が公的に補助されます。しかし、身体障がい者手帳非該当児である軽・中等度難聴児は自費購入が原則となっており、5万円から20万円程度の金額となる本システムを保護者個人が購入するには経済的負担が大きいのが現状です。</p> <p>特に学齢期の子供にとって、言葉や音を聞き、思考し、人間関係を保つための最も重要な音声という刺激が入らないことは、心理的な不安感が生じるだけでなく、成長、発達へ大きな支障が生じます。</p> <p>このような大切な時期に、社会、学校、家庭において、聞こえの面で必要な情報を得ることができる環境を整えることが難聴児への合理的配慮であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成 29 年 9 月 12 日 市民厚生常任委員会
受 理	平成 29 年 9 月 6 日 第 2 2 0 号

新潟市においては平成 22 年度より軽・中等度難聴児の補聴器購入助成を実施していただいております。全国的にも早期から難聴児への支援をしていただきましたことに感謝しております。県外の状況を概観すると、政令指定都市だけでも千葉市、さいたま市、仙台市、横浜市、相模原市、神戸市、静岡市、岡山市など多くの自治体が、身体障がい者手帳の交付対象を問わず、既に補聴システム購入の助成もしくは貸与を実施しております。

福祉サービスの受けられない谷間にいる軽・中程度難聴児が、日常生活のさまざまな場面で快適に過ごし、かつ自身の能力を十分に発揮できる支援を行っていただきたく下記について陳情いたします。

記

- 1 補聴システムの購入について、障がい者手帳を持たない軽・中等度難聴児に対しても、障害者総合支援法における補装具交付と同等の助成を行うこと。